

生徒指導部関係諸規定

生活について

- 高校生としての品位を保ち、真面目な生活態度を堅持する。
- 常に規則正しく節制ある生活をし、健康に十分留意する。
- 欠席、遅刻、早退等は厳に自戒する。
- 外出の際は、本校生徒としての良識のもとに行動する。
- 服装や身だしなみはその人の内面をあらわすので、常に質素・清潔で品位ある状態に保つように心がける。
- 頭髪は素朴な髪型とし、パーマ・染色等は禁止する。
- ピアス・ネックレス・指輪・髪飾り等の装飾品、化粧品は禁止する。
- 防寒具の着用については、後に記す条件のものを認める。
- 外泊したり、夜間外出したりすることは厳に慎む。特別な場合は必ず保護者の了解を得る。
- 飲酒、喫煙、各種遊技場、各種飲酒店等への出入りは固く禁じ、盛り場などへの徘徊等は十分自粛する。
- 交友関係については責任をもって選択し、不純な交際は絶対に避ける。
- 登山、キャンプ、旅行等は保護者の承認を得る。学割の使用は厳正にすること。
- アルバイトについては学校が許可するもの以外は認めない。やむを得ない事情があるときは必ず担任に相談すること。
- 交通道德は、人命尊重の上に立つ重要な社会道德である。交通規則を厳守すること。在学中の運転免許の取得は認めない。
- 学校の施設・器物は大切に使用する。万が一、学校のそれらのものを破損した場合は、直ちに関係教員（担任、教科担任、部顧問等）に報告し、破損届を提出する。また、状況に応じて修理費用を負担することもある。

服装について

制服の基本形

		上衣	ボトム	カーディガン ニットベスト	その他	
従来型	I型	冬	標準学生服(黒) *注1	標準学生服(黒)		
		夏	白色カッターまたは白色開襟シャツ *注2,3 または学校指定のポロシャツ	標準学生服(黒)	学校指定 カーディガン ニットベスト	
	II型	冬	セーラー服(濃紺)・ 襟(濃紺、白線3本) *注4	スカート (濃紺、車ひだ)	学校指定 カーディガン	スカーフ(白)
		夏	セーラー服(白)・ 襟(濃紺、白線3本) *注4 または学校指定のポロシャツ	スカート (濃紺、車ひだ)	学校指定 カーディガン ニットベスト (ポロシャツ着用時)	スカーフ(紺)
スーツ型	冬	学校指定のジャケットおよび白色カッターシャツ *注5	学校指定 スラックス スカート	学校指定 カーディガン ニットベスト	ネクタイ *注6	
	夏	白色カッターシャツまたは白色開襟シャツ *注2,3 または学校指定のポロシャツ	学校指定 スラックス スカート	学校指定 カーディガン ニットベスト		

○スカート丈は膝頭にかかる程度とする。

*注1：左襟には学年色校章バッジ（ねじ式）をつける。校章入りボタン＜前5個、袖各2個＞

*注2：上衣が白色カッター、白色開襟シャツの場合は、左胸に学年色校章バッジ（ピン式）をつける。

*注3：カッターシャツの襟の形は、レギュラーカラーとする。

*注4：セーラー服の左襟に学年色校章バッジ（ピン式）をつける。

*注5：ジャケットの左襟に学年色校章バッジ（ねじ式）をつける。

*注6：ネクタイは、ジャケット着用時は必須とする。

更衣 標準日を設けない。ただし、1学期の終業式および2学期の始業式は夏季制服を着用する。

その他の式典は、冬季制服を着用する。

履物

屋外は運動靴または短革靴とし、下駄・サンダルは禁止する。屋内は所定のスリッパを用いる。

防寒具

防寒具は、気候に合わせて着用すること。

- ・華美でないもの
- ・登下校時の事故防止など安全面を考慮して着用する。
- ・上着については、冬服着用した上で必要な場合に認める。

部活動における休日の登校について

土日祝日、長期休業において、以下の通り認める。

- ・学校指定ジャージ、部の指定ウェア及び運動に適した服装
 - ※運動に適した服装は以下を認める
 - 上：運動用のTシャツ、ポロシャツ、ジャージ（メーカー等のロゴ可）
 - 下：運動用のジャージ、ハーフパンツ
 - ※タンクトップなどの露出が多いものやジーパンなどのボトムスは認めない。
- ・学習活動は制服を着用する。（模試、補習、終陵会館等）
- ・安全上、衛生上の観点から靴下・靴の着用は必須とする。

自転車通学について

1km 以達の者に限る。

下校について

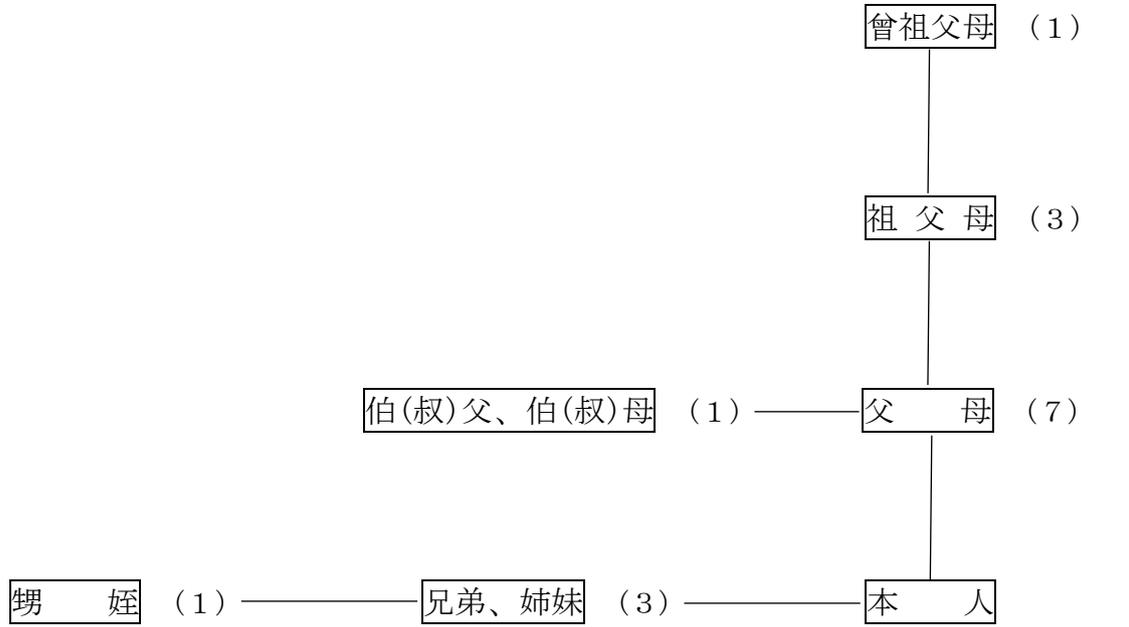
- 校舎棟施錠・一般生徒下校時刻 17 時
- 部活動終了時刻
 - 夏季（3 学期考査～2 学期復習 week） 18 時
 - 冬季（2 学期復習 week～3 学期考査） 17 時 30 分
- 部活動を延長（30 分）する場合は、事前に「部活動延長承諾書」を提出する。

改正又は廃止の手続き

- （1）生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、生徒指導部関係諸規定の改正又は廃止を求めることができる。
- （2）校長は、前項に基づく求めがあったとき、又は生徒指導部関係諸規定の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、校則検討委員会、学校評議員会でその内容について議論するものとする。
- （3）校長は、学校評議員会などでの議論を踏まえ、生徒指導部関係諸規定の改正又は廃止について決定するものとする。
- （4）前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

忌引日数について

(死亡当日、休日を含む)



() 内は日数